

## 入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年2月19日

福島県県南地方振興局長 伊藤 智樹

### 1 入札に付する事項

#### (1) 買入れをする物品等の名称及び数量

令和8年度上半期自動車用燃料油単価購入契約

ガソリン（レギュラー）	予定数量 53,000リットル
軽油	予定数量 4,100リットル

#### (2) 契約期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日

#### (3) 納入場所

受注者の指定する給油所及び代行給油所（別添「仕様書」による）

#### (4) 適用公所

福島県県南地方振興局、福島県県南農林事務所、福島県県南建設事務所、福島県県南教育事務所、福島県県南保健福祉事務所、福島県立白河高等学校及び福島県白河警察署

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 開札日（単価契約にあっては開札日及び契約期間）が属する年度に有効な福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る入札参加資格制限を受けていない者であること。
- 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- 仕様書に示す地域すべてに、給油を従業員が行うフルサービス式の給油所を設けることができる者であること。なお、この場合の給油所は直営・代行の別を問わない。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならぬ。

#### (1) 提出期限

令和8年3月3日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

郵便番号 961-0971  
福島県白河市昭和町269番地  
福島県県南地方振興局出納室  
電話番号 0248-23-1654

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所

3に掲げる場所に同じ。  
なお、入札説明書の交付は上記で行うほか入札情報公開システム（物品購入等）  
及び福島県県南地方振興局出納室ホームページにおいて公開する。

イ 期間

令和8年2月19日（木）から令和8年3月3日（火）まで

(2) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時 令和8年3月11日（水）午前9時30分

イ 場所 福島県白河合同庁舎大会議室

ウ 郵送による入札は不可とする。

エ 定刻に参集しない場合は辞退したものとみなす。

5 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県県南地方振興局長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

この入札による契約は、入札者が入札書に記載した入札単価を契約金額（単価）とし、支払金額は、契約金額（単価）に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、当該金額から軽油引取税額を控除した額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税額を控除した額の110分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、軽油引取税額は本公告日現在の税率を適用すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で、予定数量に入札単価を乗じて算出した総額の最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県県南地方振興局出納室

電話番号 0248-23-1654

ファクシミリ 0248-23-1655

電子メール [kennan.suito@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kennan.suito@pref.fukushima.lg.jp)

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2

(略)